

2021年6月10日

全国地方銀行協会

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部を改正する
内閣府令（案）に対する質問

- 標記内閣府令（案）第 107 条において、資金交付制度の対象となる経費の内容が規定されているが、どのような経費が対象となるのか代表的なものを教えてほしい。
- 対象経費の発生後、その一部に充てるための資金が交付されるという理解でよいのか。その場合、交付のタイミングはいつになるのか教えてほしい。

以 上